

秋田市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和7年5月20日

秋田市長 沼谷 純

課所室名	委任事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務
秋田市民交流プラザ管理室	入札保証金および契約保証金の収納に関する事務